

令和3年度 大和郡山市学校規模適正化等審議会

令和 4年 2月 1日 (火) 14:00～
市役所3階 議会第1委員会室

■次 第

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 案 件

(1) 児童生徒数の現状・審議会の経過

(2) ワーキンググループについて

(3) 今後の取り組みについて

(4) その他

4. 閉 会

大和郡山市学校規模適正化等審議会委員名簿

任期：R2.6.5～R4.6.4

区 分	氏 名	所 属	任 期
学識経験を有する者	恒岡 宗司	元奈良学園大学特別客員教授	R2. 6. 5～R4. 6. 4
〃	石川 泰弘	元教育委員会委員	R2. 6. 5～R4. 6. 4
市議会議員	丸谷 利一	大和郡山市議会議員(教育福祉常任委員長)	R3. 7. 1～R4. 6. 4
学校関係者	田中 浩	大和郡山市校園長会	R3. 4. 1～R4. 6. 4
PTAの代表者	木多 達也	大和郡山市PTA連合協議会	R3. 6. 4～R4. 6. 4
自治会の代表者	植村 俊博	大和郡山市自治連合会	R2. 6. 5～R4. 6. 4
その他教育委員会が必要と認める者	中尾 誠人	大和郡山市 副市長	R2. 6. 5～R4. 6. 4
	八木 謙治	大和郡山市 総務部長	R2. 6. 5～R4. 6. 4

大和郡山市学校規模適正化等審議会の経過について

1. 答申までの経過

平成30年6月、大和郡山市学校規模適正化等審議会を設置し、約2年間(計9回)の審議を経て、令和2年2月、「大和郡山市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化について(答申)」を受ける。

第1回目	H30.6.5	第4回目	H31.1.22	第7回目	R1.10.29
第2回目	H30.8.21	第5回目	R1.5.28	第8回目	R1.12.26
第3回目	H30.11.20	第6回目	R1.7.30	第9回目	R2.2.4

以上、学校長及び市民アンケートや学校視察などを行い、様々な視点から検討を重ね、子どもの教育環境の向上と活力ある学校づくりの観点から、下記内容について継続的に丁寧に検討を行う事と提言をいただいた。

2. 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

- (1) 1学級あたりの児童生徒数について
小学校：1学級 21人～30人 中学校：1学級 21人～30人
- (2) 1学年あたりの学級数について
小学校：1学年 2学級～3学級 中学校：1学年 4学級～6学級

3. 学校配置の適正化に関する基本的な考え方

- (1) 通学区域の変更
隣接する学校との通学区域の見直しにより、適正規模の確保を図る。
- (2) 学校の統合
隣接する学校との統合により、適正規模の確保を図る。

4. 適正化に伴い留意すべき事項

- (1) 通学路の安全性の確保
通学距離が長くなる場合は、通学路の安全確保に努め、スクールバス等代替交通手段の導入についても検討する。
- (2) 地域とのつながりへの配慮
校区変更や学校統合がやむを得ない状況にあることが理解されるよう、地域への丁寧な説明に配慮する。
- (3) 児童生徒への配慮
教職員の加配措置やスクールカウンセラーの配置等、児童生徒の心のケアへの対応に配慮する。
- (4) 小中一貫校等の導入
小中一貫校等について、成果と課題を十分に精査した上で、活力ある学校づくりの観点から導入について検討する。

令和2年度学校規模適正化等審議会での経過について

令和2年11月10日(火) 14:00～ 議会第1委員会室

(1) 今後の進め方について

「通学区域の変更」、「学校の統合」及び、「小中一貫校など」について、先進地視察などを行い、調査研究していく。調査研究内容については、必要に応じて審議会へ報告していく。

(2) 調査研究を進めていく体制について

教育委員会内でワーキンググループを立ち上げる。

(3) 審議会の開催頻度について

調査研究を進めていく中で考えていき、審議会については、開催時期は未定であるが、必要に応じて報告していく。

以 上

○大和郡山市立小・中学校の規模適正化等に向けてのワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 大和郡山市学校規模適正化等審議会条例（平成29年12月大和郡山市条例第18号（以下、「条例」という。））第2条に関する事項について調査研究を行うために、大和郡山市立小・中学校の規模適正化等に向けてのワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

(組織)

第2条 WGは、以下のメンバーで組織する。

- (1) 学校教育課長
- (2) 教育総務課係長
- (3) 生涯学習課係長
- (4) 学校教育課指導係長
- (5) 学校教育課指導主事
- (6) 小学校教員代表
- (7) 中学校教員代表

2 前項第6号及び第7号の代表は、学校教育課長が指名した者とする。

(任期)

第3条 WG構成員の任期は、条例に定める事項の審議が終了するまでとする。

(運営)

第4条 WGに座長及び副座長を置く。

2 座長は学校教育課長をもって充て、副座長は教育総務課係長をもって充てる。

(事務局)

第5条 WGの事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

2 事務局は、WG運営に必要な事務を行う。

(審議会の出席)

第6条 座長又は副座長は、事務局の要請により大和郡山市学校規模適正化等審議会へ出席し、WGの調査研究内容等を報告する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

大和郡山市学校規模適正化等審議会条例

(設置)

第1条 大和郡山市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置等について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大和郡山市学校規模適正化等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、大和郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- (2) 学校の将来構想に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 学校関係者
- (4) P T Aの代表者
- (5) 自治会の代表者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後、最初に行われる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(72) 大和郡山市学校規模適正化等審議会の委員

別表第1に次のように加える。

72	大和郡山市学校規模適正化等審議会の委員	日額 13,800円
----	---------------------	------------